近鉄スマイルニュース

No.119
2026. 12

ニュース　介護報酬の改定は、来年（2027 年）６月に変更されました

厚生労働省は 10 月 28 日の社会保障審議会の介護給付費分科会において、2027 年度の介護報酬の改定時期を事業者や自治体の準備期間を確保することなどから、従来の 2027 年４月から同年６月１日に変更する方針を示しました。

24 年度介護報酬改定では、診療報酬改定と合わせるため、医療系サービスである①訪問看護　②訪問リハビリテーション　③通所リハビリテーション　④居宅療養管理指導――の４サービスと、処遇改善加算の一本化などが６月に改訂、残りは４月の改定となっていました。しかし、現場では改定時期のずれから負担が小さくなく、事業者からは不満の声が挙がっていました。

このような状況から、同日の介護給付費分科会では「現時点では従来の４月を変更し、６月施行を念頭に準備を進めている」との方針が示されました。

ニュース　通信機能付き福祉用具の一部を介護保険給付対象化

厚生労働省は 10 月 26 日、介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いを一部改正しました。これは福祉用具の維持管理や使用状況の把握に役立つ情報を外部に知らせる通信機能について、本体と分離できない一体型の製品であっても、機器全体を保険給付対象とするというものです。

この対象としては、電動車いすや特殊寝台など４区分で、情報を受け取る相手として、利用者や家族のほか「必要に応じて福祉用具専門相談員等」と明記されています。

一方、通信機能の目的を、利用者の状態変化や体調不良等を知らせるために用いる製品は、機器全体を対象外としています。また、通信に要する費用は保険給付の対象外で利用者負担となります。（2027 年２月１日から適用）

■通信機能を認める４区分の福祉機器

⑴車いす（自走用標準型車いすのうち自走用パワーアシスト形、普通型電動車いす）

⑵車いす付属品（電動補助装置に限る）

⑶特殊寝台

⑷認知症老人徘徊感知機器

以上の⑴～⑷までの区分でいずれも、機器の維持管理、修理・交換、使用状況の把握に役立つ情報を、居宅外にいる利用者や家族、必要に応じて福祉用具専門相談員等に通知する機能に限って認められる。

認知症老人徘徊感知機器については別途、携行型の専用受信端末で受信する機器に限り、GPS による機器の位置情報を居宅内外の家族や隣人等に通知する機能も認める。ただし、通信機能付き製品が給付対象となる場合でも、通信費用、受信端末の費用、通信環境の整備費用等は給付対象外とし利用者負担とする。

■健康状態の通知は全体を対象外

利用者の状態変化や体調不良等を通知するための通信機能を持つ製品は、福祉用具に該当する機能を含めて全体を給付対象外とすると明記されているので注意が必要です。この線引きについては、今後メーカー等から新たな機能の保険給付対象についての申請があった場合、厚生労働省の介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を経て対象が拡大される可能性も示されています。なお、今回の改正には故障情報などの通信内容を必要に応じて福祉用具専門相談員等も受けられるとありますが、厚生労働省老健局高齢者支援課では福祉用具専門相談員によるモニタリングの回数を減らすためのものではないと強調しています。

このほか、複数の機能を持つ「複合的機能を有する福祉用具」の取扱いも整理され、区分できない形で貸与対象の機能を複数備える製品は「主たる機能」の種目として判断する規定が新設されました。

この頁の情報はシルバー産業新聞、福祉新聞、シルバー新報、ザ・関シル等の記事を基に編集しています

ヒートショックに気をつけて

急な温度変化が原因

ヒートショックとは

暖かい部屋から寒い場所への移動など、急激な温度変化により、血圧が大きく変動することで、失神したり、心筋梗塞、脳卒中などを引き起こすことです。

特に気をつけたい

入浴時

高齢者

冬場

どういった場合に起こりやすい？

暖まっている部屋から、寒い廊下やトイレ、お風呂場の脱衣所へ移動した際や、入浴時など、温度差が激しい場合です。

家の中の温度差を少なくしましょう！

特に入浴時が要注意！

入浴時のヒートショックを防ぐ 8つのポイント

1. 入浴前に脱衣所や浴室を温めよう



2. 入浴前後に水分補給を！



3. 食後すぐや飲酒後の入浴は避けよう



4. 精神安定剤、睡眠薬などの服用後の入浴は避けよう



5. 入浴前に、同居者に一声かけよう



6. 湯船につかる前にかけ湯等で体を慣らそう



7. 湯温は41℃以下に湯につかる時間は10分までを目安に！

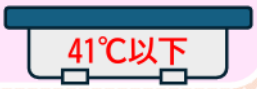

8. 浴槽からゆっくり立ち上がろう（立ちくらみ防止！）



【引用】石川県健康福祉部健康推進課

近鉄スマイルライフ株式会社

【関西営業部】大阪府東大阪市西岩田 1-12-29
TEL.072-974-8101　FAX.072-966-2621

【東海営業部】三重県四日市市柳町８１番地
TEL.059-347-3100　FAX.059-347-3111

【東日本営業部】神奈川県厚木市酒井３０２８
TEL.046-280-6852　FAX.046-280-6853

【神戸支店】兵庫県神戸市東灘区住吉宮町 1-21-16　COM20B 室
TEL.078-200-4936　FAX.078-200-4937

【奈良支店】奈良県奈良市あやめ池北２-１-１
TEL.0742-51-7091　FAX.0742-53-3521

【名古屋支店】愛知県名古屋市中川区吉津２-２５２１
TEL.052-439-5662　FAX.052-439-5663

【中南勢支店】三重県津市高茶屋小森町４０９０-２
TEL.059-264-7800　FAX.059-264-7801